

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止 対策により一層のご協力を!

新型コロナウイルス感染症が流行してから、初めての冬を迎えています。特に年始にかけては休暇を過ごす方も多く、人々の交流が増える時期でもあります。

次の2つのポイントに注意して、引き続き感染拡大防止に向けたご協力をお願いします。

健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

冬の感染症予防のポイント

◆寒い環境でも換気の実施

▶換気扇などを使用する機械換気による常時換気を行う

▶機械換気の機器を設置していない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓を開ける(窓を少し開け、室温は18度以上が目安)

▶飲食店などで可能な場合は、CO₂モニターを設置して、適切な換気を行い、二酸化炭素濃度を1,000PPm以下で維持する

◆適度な保湿

▶湿度40%以上を目安に、換気をしながら、加湿器の使用や洗濯物の室内干しを行い、加湿する

▶こまめに拭き掃除を行う

◆基本的な感染防止対策の継続

▶マスクの着用(ウイルスを移さない)

▶人と人の距離の確保(1メートルを目安に)

▶会食を行う際は「感染リスクが高まる『5つの場面』」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(市報12月1日号3面参照)を参考に3密を避ける、大声を出さない

休暇中の感染拡大防止のポイント

▶都外・都内への不要不急の外出は避ける

▶帰省は時期をずらすことなどを検討

▶買い物などで外出する場合は、人数や時間は最小限に

▶体調が悪い方、高齢者や基礎疾患のある方の会食への参加は極力控える

▶上記の方と同居している家族も会食への参加は控える

※市ホームページでは新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載しています。

また、年始の市内感染者情報は東京都のホームページからご確認ください(いずれも右記QRコードを参照)。

※年始を含めた1月の休日診療については、今号8面をご覧ください。



市「新型コロナウイルス感染症」のページ



東京都福祉保健局のホームページ

市内のお店を応援しよう!

がんばるお店応援キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の影響が続く市内の店舗を応援するため、市と清瀬商工会では「がんばるお店応援キャンペーン」を行います。期間内に市内2店舗以上で合計3,000円以上の買い物などを行ったレシート(4枚まで)を持参すると、参加店舗で買い物をした際に1,000円分が割り引きされます。

市内のお店で買い物をして、頑張るお店を応援しましょう!

1月15日(金)~2月28日(日)(予算上限に達した場合、早期終了)

【レシートの対象店舗】市内にある全ての店舗

【割り引きの対象店舗】約250店を予定 清瀬商工会 ☎042-491-6648

パブリックコメントを実施

◆清瀬市みどりの基本計画(改定案)

平成23年3月に改定された「清瀬市みどりの基本計画」の計画期間が令和3年3月で終了します。

そこで、これまでの施策の進捗状況の確認と評価を行うとともに、基本計画改定以降の社会状況などの変化を反映し、より効果的な施策を実施していくために、計画の改定を行います。この「清瀬市みどりの基本計画(改定案)」への皆さんからの意見を募集します。

【意見を提出できる方】市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する個人及び法人その他の団体、この事案について直接的に利害関係が生じると認められる方

【案の公表場所】市ホームページ、各地域市民センター、中央・駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、行政資料コーナー(市役所本庁舎3階)、水と緑の環境課

【意見の提出】1月4日~24日(必着)に、住所・氏名・対象事案名を記入し、直接窓口または郵送、ファクス、市ホームページ内にある専用フォームで水と緑の環境課 緑と公園係 ☎042-497-2098 ☎042-492-2415へ

※氏名・住所など必要事項が明記されていないものや窓口・電話での口頭のご意見は受け付けできません。

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

次のような方からの相談を受け付けています。

▶発熱などの症状がある方

かかりつけ医のいない場合や相談先に迷っている場合などの相談に対応します。かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。 東京都発熱相談センター ☎03-5320-4592 (24時間、土・日曜日、祝日を含む毎日)、多摩小平保健所 ☎042-450-3111 (平日午前9時~午後5時) ※多摩小平保健所は、1月3日(日)まで休業。

▶接触確認アプリ「COCOA」の接触通知を受けた方

濃厚接触の可能性があった旨の通知を受けた方からの相談に対応します。電話番号は通知を受けた方へアプリ内でお知らせします。

※医療機関に電話でご相談の結果、受診の必要がある場合には、医療機関の指示に従って受診してください。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】

▶感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など。

東京都新型コロナウイルスセンター ☎0570-550571 (ナビダイヤル。通話料は最初のガイダンスでご確認ください。午前9時~午後10時。土・日曜日、祝日含む)、厚生労働省電話相談窓口 ☎0120-565653 (午前9時~午後9時。土・日曜日、祝日含む)

【聴覚障害のある方などからの相談】 ☎03-5388-1396

ハンセン病から学ぶ感染症のこと、人権のこと

新型コロナウイルス感染症が拡大する今、知識でご自身や家族を守る術を身につけませんか。ハンセン病をとおして感染症のこと、人権のことを学びます。

①ハンセン病から学ぶ感染症講座=2月11日(休)②ハンセン病問題から学ぶ人権講座=2月27日(休)いずれも午後2時~4時 場 アミュー

ホール 講①国立感染症研究所国立ハンセン病資料館事業部社会啓発課 参与、客員研究員 儀同政一氏 ②同課課長 大高俊一郎氏

☎☎直接窓口または電話で生涯学習スポーツ課生涯学習係 ☎042-495-7001へ(平日の午後5時まで)

※いずれかのみでの参加も可。

消費生活相談の現場から

ソーラーパネルの点検のほが単なる屋根工事?

【事例】

「〇〇電気からきました。ソーラーパネルの点検です。」と事業者の訪問を受けた。確かに〇〇電気は自分の家に設置してあるソーラーパネルのメーカーなので見てもらうことにした。事業者から、屋根塗装工事の見積もりを見せられて、スレートの補修、パネル周りのコーキングという記載もあったのでついにて思い契約した。

工事の後、屋根の写真30枚ほどをパラパラと見せて、「終わりました」と言われたが、その写真を渡してくれなかったため、不信感を抱き、知識がある知人に屋根に上ってもらった。すると、キズや欠け、塗装のムラが数か所あるということで証拠の写事も撮ってくれた。そもそもソーラーパネルの点検だったはずなのに契約書をよく見ると、屋根塗装工事、パネル脱着、となっていた。

【アドバイス】

環境に優しい、光熱費が抑えられる、余った電気は売ることができ、などの理由からソーラーパネルを設置している家屋が増えていきました。パネルを設置している家ではそのメーカーを名乗り、点検ですと言われるれば容易に受け入れてしまいます。相談者は、屋根の



塗装工事での訪問なら、絶対に相手にしなかったとのことでした。

契約書の工事費内容と金額を見ると、ソーラーパネル点検に関する項目は無く、パネルの取り外し、取り付け代が工事総額の半分近い金額でした。通常の屋根の塗装工事であればこの費用はかからなかったわけです。ソーラーパネルを設置してある家を狙っての悪質な『点検商法』です。

また、今回の事例では相談者の知人が動いてくれましたが、家の屋根に関する工事や塗装は多くの場合、消費者自身が現状も工事後も見ることができません。屋根に上がった事業者が言うことや提示する写真を信じることとなります。屋根工事に限らず、大切な家の工事や修理は顔の見える業者さんに依頼しましょう。なお、ソーラーパネルの寿命は20年と言われています。点検については施工業者さん、あるいはメーカーにお問い合わせしましょう。

消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

今月の納期

◆市・都民税(第4期) ◆国民健康保険税(第7期) ◆後期高齢者医療保険料(第7期) ◆介護保険料(第7期) 2月1日(月)までに納めてください。